

各 位

宮城県卓球協会
会長 柴田 幸男
(公印省略)

平成30年度 全国レフェリー・上級公認審判員研修会および資格試験開催について(ご案内)

標記の件につきまして、別紙のとおり開催されますのでご案内いたします。
なお、申し込みの際は本書並びに別紙を熟読の上、当協会事務局宛に申し込みください。

1. 申し込みに関する事務手続き等

①公認レフェリー更新者

公認レフェリー資格取得者で、平成30年度更新の方は受講料と更新料を指定口座に振り込みの上、お申し込みください。東北ブロックの研修会でも更新は可能です。
公認レフェリーの更新者で審判活動も行う方は、「上級審判講習会」を聴講することが出来ます。
希望する方は必ず申し込みが必要です。

②公認レフェリー受験者(注:受験資格を十分に確認のこと。)

受験には当協会からの推薦が必要となっております。平成30年度当協会の登録者で無い方や当協会や市町村卓球協会等での役員歴の無い方、卓球競技会の運営実績の少ない方は、当協会より推薦出来ませんのでご了承ください。

公認レフェリー受験希望者は、公認レフェリー審判員資格試験受験申請書に記入し、お申し込みください。書類審査合格者のみ筆記試験を受験することになります。
受験料は当日会場での支払いとなります。

③上級公認審判員更新者

上級公認審判員資格取得者で、平成30年度更新の方は受講料と更新料を指定口座に振り込みの上、お申し込みください。東北ブロックの研修会でも更新は可能です。

④上級公認審判員受験者(注:受験資格を十分に確認のこと。)

受験には当協会からの推薦が必要となっております。平成30年度当協会の登録者で無い方や卓球競技会の審判経験の少ない方は、当協会より推薦出来ませんのでご了承ください。

上級公認審判員受験希望者は、上級公認審判員資格試験受験申請書に記入し、お申し込みください。書類審査合格者のみ筆記試験を受験することになります。受験料は当日会場での支払いとなります。なお、東北ブロックの研修会でも受験は可能です。東北ブロックでは、事前の講習会も開催いたしますので、東北ブロックの研修会参加をお勧めいたします。

⑤国際審判員

国際審判員資格をお持ちの方で、平成30年度公認レフェリー又は上級公認審判員資格の更新をされる方は、国際審判員の更新料も必要となります。

⑥聴講者

会場の都合により、聴講のみの参加はできません。

当協会から1名の聴講枠については当協会審判委員会にて決定いたしますので、聴講者の募集はいたしません。

2. 県内申込締切日

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ①更新者(公認レフェリー・上級公認審判員) | 平成30年4月18日(水) 必着 |
| ②受験者(公認レフェリー・上級公認審判員) | 平成30年4月18日(水) 必着 |

3. 申込方法

- ①更新者(公認レフェリー・上級公認審判員)は、所定の申込用紙に必要事項を記入し当協会事務局宛に送付してください。申込区分により必要書類や料金が異なります(申込用紙に記載)ので、各自確認の上申し込みのこと。

②受験者（公認レフェリー・上級公認審判員）は、申込用紙並びに受験申請書を申込締切日迄に当協会事務局宛に送付してください。

当協会事務局 〒981-0943 仙台市青葉区国見一丁目8番1号
東北福祉大学内 宮城県卓球協会宛

③受講料+更新料は払込取扱票にて指定の口座に振り込んでください。

ゆうちょ銀行振替口座 口座名：宮城県卓球協会 口座番号：02270-3-40587

注意：通信欄に必ず氏名と〇〇〇資格受講料+更新料と記入してください。

ゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口、払込み機能付きのゆうちょ銀行のATMからお振り込みください。他の金融機関からの振り込みは出来ません。手数料は各自ご負担ください。

4. 東北ブロックのレフェリー・上級公認審判員研修会について

上級公認審判員受験者・公認レフェリー更新者・上級公認審判員更新者の方は、東北ブロックで開催される研修会での受験・更新が可能です。特に上級公認審判員受験者の方は、事前講習会も10月に山形県天童市で開催いたしますので、東北ブロック研修会参加をお勧めいたします。平成30年度の東北ブロック研修会は、11月18日（日）に山形県天童市で開催予定。

5. 受験資格（公財）日本卓球協会公認審判員審査規程より抜粋）

第5条 公認レフェリー、つぎの各項を標準とし、所属団体長から申請のあった者について書類審査する。

(イ) 加盟団体または加盟団体支部の役員として実績があり卓球競技会の運営にあたり責任者としての経験を有する者

(ロ) 上級公認審判員の資格を有する者で、3年以上の任期を経過し、更新手続きの済んでいる者

第6条 上級公認審判員は、つぎの各項を標準とし、所属加盟団体長から申請のあった者について書類審査する。

(イ) 公認審判員の資格を有する者で、3年以上の任期を経過し、更新手続きの済んでいる者

(ロ) 加盟団体の主催する競技会で審判員としての活動実績が顕著であり、他の範となる優れた審判技術を有すると認められる者

(ハ) 年齢20歳以上の者

6. その他

①今回公認レフェリーを受験希望する方で、平成30年度に上級公認審判員資格更新時期（取得が平成27・24・21・18年度等）の方は更新の申し込みも同時に行ってください。当日は更新者として午前中の講義を受講し、午後受験することとなりますので、東京会場又は大阪会場でしか受験は出来ません。

②今回上級公認審判員を受験希望する方で、平成30年度に公認審判員資格更新時期（取得が平成27・24・21年度等）の方は、公認審判員の更新手続きが必要になります。平成30年4月22日（日）開催の公認審判員講習会（会場地：栗原市）で必ず更新手続きを行なってください。

④申し込みの際に不明な点がございましたら、当協会事務局までご連絡ください。

☆この研修会・資格試験に関する問い合わせについて☆

当協会事務局にスタッフはおりませんので、電話でのお問い合わせには回答できません。事務局への来訪にも対応できませんので、ご理解・ご協力ください。

事務局への問い合わせはメールでお願いいたします。

FAX022-233-8364 E-mail: miyagikentaku@gmail.com

FAXで問い合わせの際は、回答先のFAX番号・氏名を必ず記入してください。